

静岡県産材 特記仕様書

1. 木工事において使用する木材は、「静岡県産材」とする。（「込み栓」「かぶら束」を除く）
「静岡県産材」とは、静岡県内で伐採された原木を県内で加工した、スギ・ヒノキ・マツ等の丸太及び製材品等の木材をいう。
静岡県産木材であることを証明する書類として、「県産材販売管理票」（副）を完成検査までに監督員に提出する。
2. 「県産材販売管理票」は、静岡県木材協同組合連合会の「静岡県木材業者登録簿」に登録し、「県産材取扱業者」として認定された者又は、知事が「県産材販売管理票」の交付を行った者より木材を購入し発行を受ける。
3. 施工計画書の主要資材の項目に木材の購入業者名を明記する。
4. 工事材料使用承諾書には、木材購入先が「県産材取扱業者」の場合は県産材取扱業者認定書の写しを添付する。また、知事が「県産材販売管理票」の交付を行った者の場合は、発行番号が記載された内容未記入の「県産材販売管理票」の写しを添付する。ただし、小規模工事は、監督員が工事材料使用承諾書を求めた場合には提出することとする。